

**令和6年度
和歌山市行政評価報告書**

和歌山市

目 次

第 1 章 和歌山市の行政評価	1
1 行政評価の目的	1
2 行政評価の基本的な仕組み	1
第 2 章 行政評価結果の概要	3
1 実施概要	3
2 内部評価結果	4
3 その他	4
第 3 章 行政評価の活用	5
第 4 章 今後の取組	5

第1章 和歌山市の行政評価

1 行政評価の目的

和歌山市が取り組んでいる行政評価の目的は、大きく4つに分けられます。

- (1) 市が行っているそれぞれの仕事の目的を明確にし、成果を測定しつつ、より効率的、効果的な改革改善を図り、健全な行政運営を目指していきます。
- (2) 市民の視点に立って仕事を評価することで、市民のニーズや社会情勢の変化に対応した行政サービスを行っていきます。
- (3) 市の行っている仕事を行政評価結果として市民の皆様公表して、市政の透明性を高め信頼される行政運営を図ります。
- (4) 職員がそれぞれの仕事の目的・成果や仕事にかかるコストを意識し、課題を解決する能力を身につけ、職員の意識改革を図りながら、市行財政の体質改善を行います。

2 行政評価の基本的な仕組み

(1) 評価の体制

ア 事務事業評価

担当課において、所管する事務事業の評価を実施

イ 施策評価

a 一次評価

施策の主な所管部において、施策単位の評価を実施

b 二次評価

市長公室、総務局、財政局が合同で評価を実施

(2) 評価の視点

ア 事務事業評価

- 妥 当 性： 市の関与は妥当か、民間で行うべきではないか。
対象や目的を変更することで費用対効果が向上しないか。
上位の政策体系（施策等）に貢献しているか。
- 有 効 性： 事業の成果は十分か、向上の余地はないか。
類似事業がある場合、再編することで成果を向上出来ないか。
- 効 率 性： 成果を下げることなく、コストを削減できないか。
受益者負担の適正化の余地はないか。

イ 施策評価

- 市民満足度： 市民にとって、その施策の重要度および満足度はどうか。
差がある場合は、その要因は何が考えられるか。
- 目 的： 基本方針で示した状況に、どれだけ近づいているか。
成果、課題とその要因は何か。

- 貢献度： 事務事業は施策の成果実現に貢献しているか。
 施策と事務事業の結びつきは妥当か。
 施策の推進に対する貢献度が低く、不要な事業はないか。
 今の事務事業の組み立ては妥当か。
 より効果の高い新規事業への見直しは必要ないか。
- 目標： 施策の成果指標（数値目標）は目標を達成しているか、実績値は伸びているか。
 目標を達成していなければ何が問題か、その改善策は何か。
 数値目標は適切か、見直しが必要ではないか。

（３）評価の区分

ア 事務事業評価

「コスト投入の方向性」と「事業内容の方向性」の２つの視点で判断し、次の７つの区分で評価を実施しました。

事業内容の方向性	充実		④	②	①
	現状維持		③	⑤	
	縮小		⑥		
	廃止	⑦			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
		コスト投入の方向性			

- ①拡大： コストを増やしてでも、事業の内容や進め方を見直し、成果を向上させる必要がある事業
- ②生産性向上： コストを増やすことなく、事業の内容や進め方を見直し、成果を向上させる必要がある事業
- ③効率性向上： 事業の内容や進め方を見直し、成果を下げることなく、コストを縮小させる必要がある事業
- ④協働化： コストを縮小させるとともに、事業の実施主体、内容、進め方を見直し、成果を向上させる必要がある事業
- ⑤現状維持： 計画どおりに進めることが適当である事業
- ⑥縮小： 事業の規模、実施主体、内容、進め方を見直し、事業を縮小させる必要がある事業
- ⑦廃止： 事業の抜本的見直し、廃止の検討が必要な事業

イ 施策評価

施策の進捗状況について、次の4つの区分で評価を実施しました。

- A： 順調に進んでいる
- B： 進んでいるが改善が必要
- C： あまり進んでいない
- D： 進んでいない

第2章 行政評価結果の概要

1 実施概要

(1) 事務事業評価

長期総合計画の体系に基づき、全事務事業（※市の裁量が全くない事業などを除く）について、担当課による評価を実施しました。

(2) 施策評価

長期総合計画に掲げる55施策のうち、令和6年度の評価対象とした4施策について、所管部による一次評価と管理部門による二次評価を実施しました。

<評価対象施策一覧>

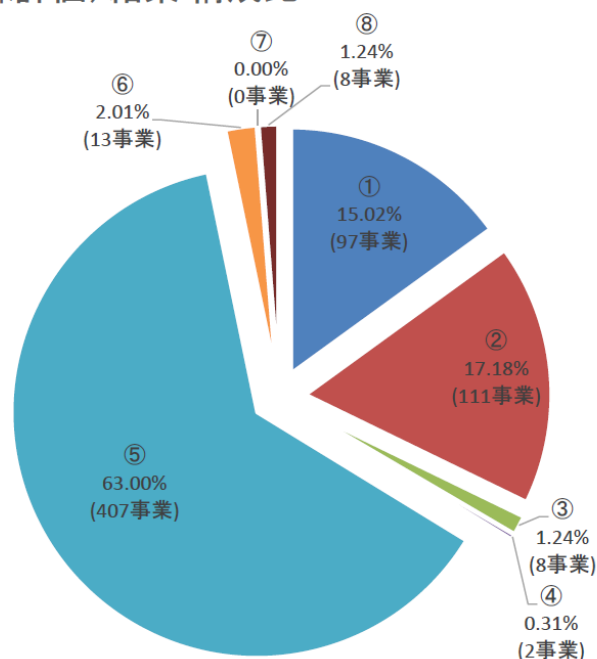
No	分野別 目標	No	政策	No	施策
1	安定した雇用を生み出す産業が元 気なまち	4	観光の稼ぐ力の強化	1	観光客受入体制の整備
1	安定した雇用を生み出す産業が元 気なまち	4	観光の稼ぐ力の強化	2	観光客の誘致
1	安定した雇用を生み出す産業が元 気なまち	5	国際交流の推進	1	国際交流の推進
1	安定した雇用を生み出す産業が元 気なまち	5	国際交流の推進	2	国際戦略の推進

2 内部評価結果

(1) 事務事業評価

一次評価(担当課評価)結果 構成比

	事業内容 の方向性	コスト投入 の方向性
■①	充実	拡大
■②	充実	現状維持
■③	現状維持	縮小
■④	充実	縮小
■⑤	現状維持	現状維持
■⑥	縮小	ゼロ
■⑦	縮小	縮小
■⑧	廃止	ゼロ



上の円グラフを見ると、「⑤現状維持」とした事業が全体の63%を占めています。これは、担当課において事業の点検を行った結果、現行の内容、進め方で問題はなく、「見直し・改善」の必要はないと判断されたものと考えられます。

(2) 施策評価

	施策名	一次評価 (所管部)	二次評価 (管理部門)
①	観光客受入体制の整備	B	B
②	観光客の誘致	B	B
③	国際交流の推進	B	B
④	国際戦略の推進	B	C

4施策中3施策が一次評価と二次評価共に「B：進んでいるが改善が必要」、1施策が一次評価「B：進んでいるが改善が必要」、二次評価「C：あまり進んでいない」という評価結果となっており、「国際戦略の推進」について、指標を達成するために、事業の継続的な見直しや、実施方法の再検討が必要と判断されたところです。

3 その他

教育委員会所管の事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育に関する有識者等で構成される和歌山市教育委員会事務評価委員会により、点検及び評価を行っております。詳細につきましては、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」を参照してください。

第3章 行政評価の活用

今年度の評価結果は、施策評価においては長期総合計画の進捗管理に活用し、事務事業評価においては財政課による予算査定時の参考資料として活用しました。

評価結果については、行政運営における各行政マネジメントツールの一つとして活用することを目標としており、継続して活用を進めていきたいと考えています。

第4章 今後の取組

本市では、平成27年度まで、長期総合計画の体系に基づき、その最も基本的な単位である『事務事業』の評価を実施してきましたが、事務事業レベルの評価だけでは、大局的な視点での『施策』の進捗状況や成果について把握することが困難であったこと、また、平成27年10月に策定された「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、行政評価の手法による進捗管理が求められていることから、平成28年度から施策評価を試行的に導入し、より広い観点からの点検を行うとともに、施策の進捗状況を考慮した事務事業の見直し・改善を行うこととしました。

今後は、施策評価を本格的に実施していく中で、「長期総合計画」の進捗状況を把握、管理するとともに、事務事業の重複度合いや優先度を確認することで事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うなど、施策の更なる推進を図ります。

令和6年度
和歌山市行政評価報告書

令和7年3月

和歌山市 総務局 総務部 行政経営課
〒640-8511 和歌山市七番丁2-3番地